

デジタル複合機賃貸借契約書（案）

分任支出負担行為担当官 北薩森林管理署長（以下「発注者」という。）と〇〇〇〇（以下「受注者」という。）は、デジタル複合機（以下「複合機」という。）の賃貸借に関し、次の条項により契約を締結する。

契約条項

（契約の目的）

第1条 この契約は、受注者所有の複合機を発注者に円滑に使用させることを目的とする。

（契約期間）

第2条 契約期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。

（対象物件及び設置場所）

第3条 対象物件及び設置場所は別紙1のとおりとし、設置にかかる経費については受注者の負担とする。

（料金）

第4条 賃貸借料は、別紙1のとおりとする。

（複合機の所有権）

第5条 発注者は、複合機を原状と変更するような行為並びにその他の用途に使用してはならない。

（検査）

第6条 受注者は、毎月末に発注者の指定する検査職員の検査を受けなければならぬ。

（代金の請求）

第7条 受注者は、前条の検査が完了したときは、第4条に定める料金を請求するものとする。ただし、受注者の責に帰すべき理由により複合機を使用できなかつた期間は、1ヶ月の賃貸借料から日割計算した額を当該賃貸借料から減額して請求するものとする。

(代金の支払い)

第8条 発注者は、受注者が提出する適正な支払請求書を受理した日から30日以内（以下「約定期間」という。）に代金を支払わなければならない。ただし、受理した支払請求書が不当なため受注者に返送した場合は、発注者が返送した日から受注者の適正な支払請求書を受理した日までの期間は、これを約定期間に算入しないものとする。

(国庫債務負担行為に係る契約の特則)

第9条 国庫債務負担行為（以下「国債」という。）に係る契約において、各会計年度における請負代金の支払の限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

令和 8年度	,	円
令和 9年度	,	円
令和 10年度	,	円
令和 11年度	,	円
令和 12年度	,	円

2 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額を変更することができる。

(遅延利息)

第10条 受注者は、発注者が約定期間に代金を支払わないときは、発注者に対して遅延利息を請求することができる。

2 前項の遅延利息は、遅延日数につき年2.5パーセントの割合で計算した額とする。ただし、遅延利息の額が100円未満であるときは、発注者は前項の規程に係わらず遅延利息を支払うことを要しない。また、100円未満の端数については、その端数を切り捨てるものとする。

3 前2項の場合において、支払遅延が天災等やむを得ない理由によるときは、当該理由の継続する期間は、これを約定期間に算入せず、また、遅延利息を支払う日数に計算しない。

(損害賠償)

第11条 受注者は、発注者が故意又は重大な過失により複合機に損害を与えたときは、その損害を発注者に請求することができる。

(秘密の保持)

第12条 受注者は、本契約の実施に当たり、知り得た発注者の業務上の秘密を外部に漏らしたり、また、他の目的に利用したりしてはならない。

(契約の解除)

第13条 発注者は、次の各号に該当するときは、この契約を解除することができる。この場合、受注者が損害を破ることがあつても、発注者はその責を負わないものとする。

(1) 受注者がこの契約に違反し又は違反するおそれがあると発注者が認めたとき若しくは受注者が義務を履行することができないと発注者が認めたとき。

(2) この契約の履行について、受注者若しくはその代理人又は使用人等に不正行為があつたとき。

(3) 受注者が破産の宣告を受けたとき。

(4) 受注者が解約を申し出たとき。

2 発注者は、前各号に掲げる理由によりこの契約を解除するときは、違約金として1ヶ月の賃貸借料に契約期間（履行完了期間を除く。）を乗じた額の100分の10に相当する金額を請求することができる。

3 発注者は、受注者が天災等やむを得ない理由により解除を申し出たときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合、発注者は受注者に対して違約金を請求しないものとする。

4 発注者は、発注者の都合によりこの契約の全部又は一部を解除するときは、30日前に文書をもって受注者に通知しなければならない。この場合、受注者は発注者に対して違約金を請求しないものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

第14条 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することが出来る。

(1) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 受注者又は受注者の代理人（受注者又は受注者の代理人が法人にあっては、

その役員又は使用人を含む。) が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

2 受注者は、この契約に関して、受注者又は受注者の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を発注者に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第15条 受注者は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、発注者が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2(同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して 独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(4) 受注者又は受注者の代理人(受注者又は受注者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)に係る刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 受注者は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があるとき。

(2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、受注者又は受注者の代理人(受注者又は受注者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 受注者が発注者に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 受注者が前項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、受注

者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、民法第404条第4項に規定する各期における法定利率を乗じて計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

4 受注者は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。

5 第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(複合機の返還)

第16条 発注者は、この契約が終了したときは、複合機を受注者に返還することとし、その経費については、受注者の負担とする。

(相殺)

第17条 この契約により、発注者が受注者から取得すべき違約金等があるときは、発注者はその選択により受注者に支払うべき金額と相殺し、又は別に徴収することができる。

(暴力団排除に関する特約条項)

第18条 別紙のとおり

(その他)

第19条 発注者、受注者双方は信義をもって誠実にこの契約を履行するものとし、この契約の履行について発注者、受注者間の紛争を生じたとき、及びこの契約に規程のない事項については、発注者受注者協議して決定する。

この契約締結の証として本書2通を作成し、発注者受注者記名押印の上、各々1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 鹿児島県薩摩郡さつま町轟町35-3
分任支出負担行為担当官
北薩森林管理署長 印

別紙1

機種、設置場所、賃貸借料金

機種	台数	設置場所	賃貸借料	備考
		北薩森林管理署	, 円/月	(消費税含む)

※賃貸借料の月額は、上記のとおりとする。ただし、受注者の責に帰すべき理由により使用できなかった期間があった場合は、日割計算により算出した額を当該賃貸借料より減額することとする。